

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは（翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◆条 例 鳥取県税条例
合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車
に対する自動車税の徴収の特別に関する
条例

条 例

鳥取県税条例をここに公布する。

昭和二十九年五月十四日

鳥取県知事 西尾愛治

◆鳥取県条例第二十六号

鳥取県税条例

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条―第七条）

第二節 賦課徴収（第八条―第二十八条）

第二章 普通税

第一節 県民税（第二十九条―第四十五条）

第二節 事業税（第四十六条―第六十条）

第三節 不動産取得税（第六十一条―第七十条）

第四節 果たばこ消費税（第七十一条―第七十六条）

第五節 娯楽施設利用税（第七十七条―第九十一条）

第六節 遊興飲食税（第九十二条―第一百八条）

第七節 自動車税（第九十九条―第一百十七条）

第八節 釵区税（第一百八条―第一百二十三条）

第九節 狩獵者税（第二百二十四条―第二百二十八条）

附 則

第一章 総則

第一節 通則

(課税の根拠)

第一条 県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については法令その他別に定があるもの外、この條例の定めるところによる。

(用語及び様式)

第二条 この條例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 徴税吏員 知事又はその委任を受けた県吏員をいう。
- 二 徴収金 県税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費をいう。
- 三 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、県が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名稱並びにその納付すべき徴収金額その他納付

に於て必要な事項を記載したものをいい、その様式は第一号様式のとおりとする。

四 納入書 特別徴収義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴収金を納入するために用いる文書で、県が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名又は名稱並びにその納入すべき徴収金額その他納入に於て必要な事項を記載したものをいい、その様式は第二号様式のとおりとする。

五 徴税令書 納税者(個人の県民税に係る者を除く。)が納付すべき県税を告知するために用いる文書で、県が作成するものに賦課の根拠となつた法律及び條例の規定、納税者の住所及び氏名又は名稱、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に違法又は錯誤があつた場合における救済の方法等を記載したものをいい、その様式は第三号様式のとおりとする。

六 納額告知書 地方税法(以下「法」という。)及びこの條例の規定により科せられた過料その他収入金の額及びその納付期限等をその者に対し告知するために県が作成する文書をいい、その様式は第四号様式のとおりとする。

(県税として課する税目)

第三条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

普通税

- 一 県民税
- 二 事業税
- 三 不動産取得税
- 四 県たばこ消費税
- 五 娯楽施設利用税
- 六 遊興飲食税
- 七 自動車税
- 八 鉱区税

九 狩獵者税

(徴税吏員等の証票)

第四条 徴税吏員は、県税の賦課徴収に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合に於ては、当該徴税吏員の身分を証明する第五号様式による証票を、県税に関する犯則事件の調査を行う場合に於ては、その職務を指定された徴税吏員であることを証明する第六号様式による証票を、徴収金に関する財産差押を行う場合に於ては、その命令を受けた徴税吏員であることを証明する第七号様式による証票をそれぞれ携帯しなければならぬ。

(知事権限の委任)

第五条 法、同施行令、同施行細則、この條例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に對する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十七号)に規定する徴収金の賦課徴収及び過料に關する知事の権限に屬する事務は、次に掲げる事項

を除く外、課税地を管轄する県税事務所に委任する。

- 一 県税に係る異議申立に対する決定に関する事項
- 二 第一百六条第三項の規定による自動車税の減免に関する事項

2 法第二十二條の規定によつて知事が徴收の嘱託を受けた他の地方団体に係る地方団体の徴收金の徴收に關しては、当該地方団体の徴收金を納付すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を管轄する県税事務所長に委任する。

3 知事は、前二項の規定によつて委任した事項について必要があると認める場合においては、県税事務所長に指示することができる。

(申告書、届出書等の提出)

第六條 法、同施行令、同施行規則又はこの条例の規定によつて知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類は、課税地を管轄する県税事務所長を経由しなければならぬ。

ばならぬ。

(条例施行の細目)

第七條 この条例の実施のための手続その他その施行に關して必要な事項は、知事が別に定める。

第二節 賦課徴收

(課税地)

第八條 徴收金は、課税地において賦課徴收する。

2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。

- 一 普通徴收に係る徴收金にあつては、賦課期日現在における課税客体の所在地
- 二 申告納付に係る徴收金にあつては、申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地
- 三 申告納入に係る徴收金にあつては、特別徴收すべき県税に係る施設等の所在地
- 四 証紙徴收に係る徴收金にあつては、課税客体の所在地

3 知事は、前項の規定による課税地を不相当と認める

場合、又はこれにより難いと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

(納付又は納入先)

第九條 納税者(個人の県民税及び第一百二十二條第一項の狩猟者税に係る者を除く。)又は特別徴收義務者(個人の県民税に係る者を除く。)が徴收金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書、納入書、徴税令書又は納額告知書によつて、県金庫に払い込まなければならない。

2 前項の払込は郵便振替貯金の方法により郵便官署に払い込むことができる。

3 徴税吏員たる出納員は時機により納税者又は特別徴收義務者から徴收金又は納入金を收納することができる。

(同族会社の納付又は納入の義務)

第十條 納税者又は特別徴收義務者が、納期限までに徴收金を完納しない場合において、当該納税者又は特別

徴收義務者の所有に係る同族会社の株式又は出資があるときは、当該株式又は出資について次の各号の一に該当する事由があり、且つ、当該納税者又は特別徴收義務者の財産(当該同族会社の株式又は出資を除く。)について、滞納処分をしても、なお、その徴收され、納付し、又は納入すべき徴收金が徴收できないと認められる場合に限り、その有する当該同族会社の株式又は出資(当該徴收金のうち納期限の最も古いものの納期限の二年前までに取得したものを除く。)の価額を限度として、当該同族会社に当該徴收金を納付させ、又は納入させるものとする。

一 再度公売しても買受人がないこと又はその価額が見積額に達しないこと。

二 当該同族会社とその株式又は出資の譲渡について法律又は定款に制限があるために、これを譲渡することができないこと。

(納税者若しくは特別徴收義務者の親族その他納税者

若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人又は同族会社の納付又は納入の義務)

第十一条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免がれるために、その親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と法施行令第三条に規定する特殊の関係がある個人又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し、贈与し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産(当該徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈与し、又は譲渡した財産を除く。)があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し又は納入すべき徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈与又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産(当該財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に起因して取得した財産を含む。)の価額(納税者又は特別徴

収義務者に対し当該財産の対価として支払つた額があるときはその額を控除した額)を限度として、その者に当該徴収金を納付させ、又は納入させるものとする(繰上徴収)

第十二条 納税者又は特別徴収義務者が、法第十六条第一項各号の一に該当する場合においては、既に納付義務又は納入義務が確定した果税については、納期に至つて税金又は納入金の徴収を完了することができないと認められるものに限り納期前であっても税金又は納入金の金額の繰上徴収をする。この場合においては、徴収吏員は、第八号様式による納期限変更告知書を發しなければならぬ。

(徴収猶予)

第十三条 納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当することに因り、その徴収され、納付し、又は納入すべき徴収金の全部又は一部を一時に徴収され、納付し又は納入することができないと認める場合におい

て、当該納税者又は特別徴収義務者が当該徴収金の徴収猶予を申請したときは、その徴収され、納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として一年以内の期間を限つて徴収猶予をすることができ

一 納税者又は特別徴収義務者がその資産について震災、風水害、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

二 納税者又はその同居の親族が疾病にかかつたとき。

三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廢止し、又は休止したとき。

四 納税者又は特別徴収義務者がその事業について甚大な損失を受けたとき。

五 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。
2 果税を課することができることとなつた時から一年を経過した後に当該果税を課した場合において、納税

者又は特別徴収義務者がその徴収され、納付し、又は納入すべき果税に係る徴収金の全部又は一部を一時に徴収され、納付し、又は納入することができなくなつたときは、前項の規定に準じて当該果税の納期限から一年以内の期間を限つて徴収猶予をすることができ

る。この場合において、その徴収猶予の申請は、当該果税の納期限内にしなければならない。

3 前二項の徴収猶予の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事項を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 年度、事業年度、期又は月別並びに税目及び税額

二 徴収猶予を必要とする事由

第十四条 前条第一項の規定によつて徴収猶予をする場合において、その徴収猶予をした金額が二万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するために知事において必要があると認めるときは、その徴収猶予をする

金額を限度として相当の担保を徴するものとする。

2 前条第二項の規定によつて徴收猶予をする場合においては、その徴收猶予をする金額に相当する担保を徴する。但し、その徴收猶予をする金額が二万円以下であるとき、又は相当の担保を徴することを困難とする特別の事情があるときは、これを徴しないことができる。

3 前条の規定によつて徴收猶予をした徴收金について差し押えた財産がある場合において、納税者又は特別徴收義務者がその差押の解除を申請したときはその差押を解除することができる。

4 担保物の価額が減少した場合、保証人の資力が徴收猶予をした金額の徴收、納付若しくは納入を担保することができない状態になつたと認める場合又は前項の規定によつて差押を解除した場合において、知事において必要があると認めるときは、増担保その他の担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めるも

のとす。

5 第三項の規定によつて財産の差押の解除を申請する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 差押の解除を必要とする差押物件の種類及び数量

二 差押の解除を必要とする事由

第十五条 第十三条又は第十七条の規定によつて徴收猶予を受けた者が、次の各号の一に該当する場合においては、その徴收猶予をした徴收金の全部又は一部について、その徴收猶予を取り消し、これを一時に徴收する、この場合において知事は、緊急の必要がある場合を除く外、あらかじめ、その徴收猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。但し、その者が正当な事由がなくて弁明をしない場合においては、この限りでない。

一 分割徴收を認められた徴收金を期限内に納付せず、又は納入しないとき

二 担保の提供又は変更、その他担保に関する求に応じないとき

三 徴收猶予を受けた者の資力その他の事情が変化し、ため徴收猶予をすることが不相当であると認められるとき

四 第十二条の規定による事由が生じた場合において、徴收猶予の期限に至つてもその徴收猶予をした徴收金の徴收を完了することができないと認められるとき

2 第十三条の規定によつて徴收猶予をした場合においてその徴收猶予をした徴收金について差し押えた財産中に債権又は天然若しくは法定の果実を生ずる財産があるときは、その徴收猶予をした後においても、第三債務者から給付を受けた財産又はその取得した天然若しくは法定の果実をもつて、その徴收猶予をした徴收金に充てるものとする。

第十六条 第十三条第一項の規定によつて徴收猶予をし

た場合又は国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の規定による滞納処分例によつて滞納処分をする際同法第十二条第一項の滞納処分の執行の停止をした場合において、知事において必要があると認めるときは、その徴收猶予をし、又は滞納処分の執行の停止をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金額中当該徴收猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額の全部又は一部を免除することができる。

第十七条 第四十二条(法第五十三条第四項の場合を除く。)又は第五十二条第一号若しくは第二号の規定により県民税の法人税割又は事業税を申告納付しなければならぬ法人が、当該県民税の法人税割又は事業税の二分の一に相当する税額以下の県民税の法人税割又は事業税について第四十二条又は第五十二条に規定する申告書の提出期限内に徴收猶予を申請したときは、当該税額については、納期限から三月を限度としてその申請に係る期間徴收猶予をするものとする。

2 第十五条第一項の規定による場合の外、法人が前項の規定によつて徴收猶予を受けた税額に係る県民税の法人税割額又は事業税額のうち、徴收猶予を受けた税額以外の税額を納期限内に完納しなかつた場合においては、その徴收猶予をした税額についてその徴收猶予を取り消し、これを直ちに徴收する。

(過誤納に係る徴収金の取扱)

第十八条 納税者又は特別徴収義務者の過納又は誤納に係る徴収金がある場合において、当該納税者又は特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、過納又は誤納に係る徴収金を未納に係る徴収金に充当する。

2 納税者又は特別徴収義務者の過納又は誤納に係る徴収金を還付し、又は前項の規定によつて未納に係る徴収金に充当する場合においては、徴税吏員は当該納税者又は特別徴収義務者に対し、第九号様式による過誤納金還付通知書又は第十号様式による過誤納金充当通知書を發しななければならない。

3 納税者又は特別徴収義務者は、既納の徴収金のうち過納又は誤納に係るものがあることを發見した場合において、その過納又は誤納に係る徴収金の還付を受けようとするときは、第十一号様式による過誤納金還付請求書を知事に提出しなければならない。

(還付、又は充当加算金を加算しない場合)

第十九条 納税者又は特別徴収義務者の過納又は誤納に係る徴収金を還付し又は充当する場合において法第十八条の規定によつて当該徴収金の額に加算すべき金額は当該徴収金の過納又は誤納であることが納税者又は特別徴収義務者の責に歸すべき事由によるとき、又はその額が十円未満であるときはこれを加算しない。

(公示送達)

第二十条 法第二十条の規定による書類の公告は、送達すべき書類の名称、納税者又は特別徴収義務者の住所、氏名、税目、税額、納期限その他必要な事項を当該県税事務所の掲示場に掲示して行ふものとする。

(納税管理人の申告)

第二十一条 納税義務者(個人の県民税、県たばこ消費税、遊興飲食税及び狩猟者税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者(個人の県民税及び遊興飲食税に係る者を除く。)は、県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、課税地を管轄する県税事務所の管内において、独立の生計を営む者のうちから納税管理人を定め、その必要を生じた日から十日以内に第十二号様式による申告書を知事に提出しなければならない。納税管理人を変更した場合、その他申告をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二十二条 納税義務者又は特別徴収義務者が前条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においてははその者に対し、三万円以下の過料を科する。但し、市区税につい

てはこの限りでない。

2 前項の過料の額は、その情状に因り知事が定める。
3 第一項の過料を徴収する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限はその發付の日から十日以内とする。

(納期限の延長)

第二十三条 納税者(個人の県民税及び第二項の納税者を除く。)が次の各号の一に該当する場合において、当該納税者の申請によつて三月をこえない限度において県税の納期限の延長をすることができ、

- 一 災害があつた場合において特に必要があるとき
- 二 本人又は本人と生計を一にする親族に係る医療費の異常の支出があつたことにより、県税の納付が著しく困難であるとき
- 三 前二号に掲げるものの外、特に延長の必要があるとき

2 娯楽施設利用税又は遊興飲食税の特別徴収義務者又

は申告納付すべき納税者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要がある場合において、当該特別徴収義務者又は納税者の申請によつて三十日をこえない限度において娯樂施設利用税又は遊興飲食税に係る納期限の延長をすることができる。

3 前二項の申請をする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に納期限の延長を必要とする事実を証明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならぬ。

- 一 申請者の住所、氏名又は名称
 - 二 納期限の延長を求めようとする税目、期(月)別及び税額
 - 三 申告納付、中間申告納付又は修正申告納付の区分
 - 四 納期限の延長を必要とする事由
 - 五 延納税額の納付又は納入方法
 - 六 その他参考となるべき事項
- (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に

係る延滞金)

第二十四条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間に應じ、当該金額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額(当該税額のうち第十七条第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額については、その徴収猶予を受けた期間に應じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)に相当する延滞金額を加算して納付書又は徴税令書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならぬ。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 前項の場合において、法人が県民税又は專業税に係

る申告書を提出した日(申告書がその提出期限前に提出された場合には当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過した日後に修正申告書を提出したときは、当該一年を経過した日から当該修正申告書を提出した日までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(督促)

第二十五条 納税者(果たばこ消費税に係る者を除く。)又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴収吏員は、納期限後二十日以内に第十二号様式による督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、これを発しないものとする。

2 法第四十八条第一項の規定によつて個人の県民税に於て滞納処分をする場合において、督促状を發してゐないものについては、徴税吏員は、すみやかにこれを發しなければならぬ。

3 前二項の督促状に指定すべき期限は、その發付の日から十日以内とする。

4 徴収の嘱託を受けた滞納に係る地方団体の徴収金については、第一項中「納期限後」とあるのは「徴収の嘱託を受けた日後」と読み替えるものとする。

(督促手数料)

第二十六条 督促手数料は、督促状一通について十円とする。

(滞納処分)

第二十七条 督促を受けた者が督促状の指定期限までに徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金又は納入金を完納しない場合においては、徴税吏員は、督促状の指定期限後六十日(個人の県民税については、法第四十八条第一項の規定によつて定められた期間の末日)までに、又は納期限変更告知書に定められた納期限後直ちに滞納処分に着手しなければならぬ。

5。

2 督促状又は納期限変更通知書の発せられた地方団体の徴収金の徴収の嘱託を受けた場合において、当該督促状の指定期限又は納期限変更告知書に定められた納期限が嘱託を受けた日以前の地方団体の徴収金については前項中「督促状の指定期限後」及び「納期限変更告知書に定められた納期限後」とあるのは「徴収の嘱託を受けた日後」とそれぞれ読み替えるものとする。
 (異議申立の手続)

第二十八条 県税に關し法の規定による異議の申立をしようとする者は、違法又は錯誤があると認める要点及び理由、異議申立人の職業、住所及び年令を記載し、これに署名なつ、印した申立書及び証拠書類を知事に提出しなければならない。

第二章 普通税

第一節 県民税

(県民税の納税義務者等)

第二十九条 県民税は、第一号に掲げる者で、市町村が市町村民税を均等割額若しくは所得割額又は均等割額及び所得割額の合算額によつて課するものに対してはそれぞれ均等割額若しくは所得割額又は均等割額及び所得割額の合算額によつて、第二号に掲げる者で市町村が市町村民税を均等割額によつて課する者に対しては均等割額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて課する。

- 一 県内に住所を有する個人
- 二 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
- 三 県内に事務所又は事業所を有する法人
- 四 県内に事務所又は事務所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの

2 前項第二号に掲げる者については、市町村民税を均

等割によつて課する市町村としての納税義務があるものとして県民税を課する。
 (所得割の課税総額)

第三十条 県民税の所得割の課税総額は、所得税額合計

〔当該年度の初日の属する年の3月31日現在において当該年度の初日の属する年の前年分の所得税額として県内の税務官署が決定した徴収決定済額の合計額〕

〔当該年度の前年度における県内の市町村の市町村民税の所得割の基準財政収入額の算定の基礎に用いられた所得税額の合計額〕
 ×
 〔当該年度の初日の属する年の前年3月31日現在において当該年度の初日の属する年の前年分の所得税額として県内の税務官署が決定した徴収決定済額の合計額〕

第三十一条 市町村に配賦すべき所得割の課税総額は、

〔当該年度の前年度における当該市町村の市町村民税の所得割の基準財政収入額 × $\frac{10}{7}$ 〕

×
 (当該年度の所得割の課税総額)
 〔当該年度の前年度における県内の市町村の市町村民税の所得割の基準財政収入額の合計額 × $\frac{10}{7}$ 〕

2 当該年度の前年度の四月二日から当該年度の四月三十日までの間に市町村の廃置分合又は境界変更があつ

た場合においては、当該市町村の所得割の課税総額は、当該廃置分合又は境界変更がなかつたものと仮定し

計額に百分の五を乗じた額とする。

2 前項の所得税額の合計額は、次の算式によつて算定した額とする。

第三十八條 市町村長は、毎年四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間に従い、法第四十七條第一項の規定によつて徴収取扱費を算定し、それぞれ十月十日及び四月十日までに知事に報告しなければならない。

(法人税割の税率)

第三十九條 法人税割の税率は、百分の五とする。

(法人等の均等割の税率)

第四十條 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの(以下本節中「法人等」という。)の均等割の税率は年六百円とする。

(法人等の県民税の徴收方法)

第四十一條 法人等の県民税の徴收については、申告納付の方法による。

(法人等の県民税の申告納付)

第四十二條 県民税を申告納付する義務がある法人等は、法第五十三條の規定によつて、同条第一項から第

四項まで及び第六項の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によつて納付しなければならない。

(法人等の県民税に係る更正及び決定に関する通知)

第四十三條 法第五十五條第三項の規定による法人等の県民税に係る更正又は決定の通知は、第十四号様式の通知書による。

2 知事は、前項の規定による通知を発する場合においては、その日から、一月を経過した日を納期限としなければならない。

(法人等の県民税に係る不足税額の納付手続)

第四十四條 県民税の納税義務がある法人等は、前条の規定による通知書を受理した場合においては、当該不足税額を納付書によつて納付しなければならない。

(法人等の県民税の減免)

第四十五條 知事は、災害その他特別の事情がある場合において法人等の県民税の減免を必要とすると認める者に限り、減免することができる。

第二節 事業税

(事業税の納税義務者等)

第四十六條 事業税は、法人の行う事業並びに法第七十二条に規定する個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、法人のうち電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業及び生命保険業を行うものにあつては各事業年度の収入金額、その他の事業を行うものにあつては各事業年度の所得及び清算所得を、個人にあつては当該年度の初日の属する年の前年中における所得をそれぞれ課税標準としてその事業を行う者に課する。

2 前項の個人が年の中途において事業を廃止した場合においては当該個人に対し、前項の所得を課税標準とするものの外、当該年の一月一日から事業廃止の日までの所得を課税標準として事業税を課する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについては本節中法人に関する規定を準用す

る。

(事業税の課税標準の特例)

第四十七條 地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)第三条第一項第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受けたものの当該認定を受けた日の属する事業年度から当該認定を受けた日後三年を経過した日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の事業税の課税標準は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各事業年度の所得による。同法第八條第三項の規定による補助を受けたものの当該補助を受けた日の属する事業年度から当該補助を受けた日後三年を経過した日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の課税標準についても、また同様とする。

(同族会社の行爲又は計算の否認)

第四十八條 法第七十二条の四十一の規定によつて収入金額若しくは所得又は事業税額を更正又は決定する場

合において同族会社の行爲又は計算でこれを容認した場合においては、事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行爲又は計算にかかわらず、知事の認めるところにより、当該同族会社の収入金額若しくは所得又は事業税額を計算する。

(法人又は個人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 医療法人又は法第七十二条第六項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該法人又は個人の事業から生ずる所得について、法第七十二条の十四第一項但書又は第七十二条の十七第一項但書の規定によつて当該法人又は個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総益金及び総損金又は総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業

及び生命保険業とその他の事業とをあわせて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に關する経理を区分して行わなければならない。

(事業税の税率)

第五十条 事業税の税率は、次の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業又は生命保険業を行う法人(第四十七条の規定の適用を受ける地方鉄道事業及び軌道事業を除く。)

収入金額の百分の一、五

二 その他の事業を行う法人

特別法人 所得及び清算所得の百分の八

その他の法人(第四十七条の規定の適用を受ける地方鉄道事業及び軌道事業を含む。)

所得のうち年五十万円以下の金額の百分の十

所得のうち年五十万円をこ

三 第一種事業を行う個人

える金額及び清算所得の百分の十二

所得から法第七十二条の三に規定する額を控除した金額(以下「課税所得金額」という。)の百分の八

四 第二種事業又は第三種事業(第五号に掲げるものを除く。)を行う個人

課税所得金額の百分六
五 第三種事業のうち法第七十二条第六項第四号、第五号又は第七号に掲げる事業を行う個人

課税所得金額の百分の四

(事業税の徴収方法)

第五十一条 事業税の徴収については、法人の行う事業に対するものにあつては申告納付の方法により、個人が行う事業に対するものにあつては普通徴収の方法に

よる。

(法人の事業税の申告納付)

第五十二条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の所得及び清算所得又は各事業年度の収入金額(以下本節中「課税標準額」という。)につき次の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定める期間内に総理府令で定める様式によつて、当該課税標準額に係る事業税の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によつて納付しなければならない。

一 法第七十二条の二十五第一項又は第七十二条の二十八第一項に規定する法人にあつては、各事業年度終了の日から二月以内。但し、法第七十二条の二十五第二項但書の規定によつて知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受けた場合においては、決算確定の日から二十日以内

二 法第七十二条の二十六第一項又は第七十二条の二十七第一項に規定する法人にあつては、当該法人の当該事業年度の開始の日から六月を経過した日から二月以内

三 法第七十二条の二十九第一項の規定の適用を受ける法人にあつては当該法人の当該事業年度終了の日から二月以内(当該期間内残余財産の最後の分配が行われるときはその行われる日の前日まで)

四 法第七十二条の三十第一項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の分配の日の前日

五 法第七十二条の三十一第一項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の確定した日から一月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで)

六 法第七十二条の三十二第一項の規定の適用を受ける法人にあつては、合併の日から二月以内

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第五十三条 前条の規定によつて申告書を提出すべき法人は、当該申告書の提出期限後においても第五十五条の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前条の規定によつて申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定によつて申告書を提出した法人は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、総理府令で定める様式による修正申告書を提出するとともにその修正に因り増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

3 前条又は第一項の規定によつて申告書を提出した法人で所得及び清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、前項の規定による外、当該申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度(清算所得については、その算定の期間)に係る法人税の課税標準については法人税法第二十九条から第三十一条までの規定による税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該更正

又は決定を受けた日から一月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、総理府令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(新設法人等の届出)

第五十四条 新たに設立した法人(法第七十二条の四に定める法人を除く。)は、設立の日から二月以内に、その設立の日、名称、事業目的、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出をする場合においては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款、規則又は規約の写
- 二 設立の登記の登記簿謄本
- 三 株主、社員又は出資者の名簿の写
- 四 設立当時の貸借対照表及び財産目録

五 設立趣意書

3 事務所又は事業所を新たに設けた法人は、これを設けた日から二月以内に事務所又は事業所の名称、所在地、事業の種類、種目、従業者数、固定資産の価額及びその設置の年月日を知事に届け出なければならない。

(法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知)

第五十五条 法第七十二条の四十二の規定による更正又は決定の通知、法第七十二条の四十六第四項の規定による過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第七十二条の四十七第四項の規定による重加算金額の決定の通知は第十五号様式の通知書による。

2 知事は、前項の決定による通知を發する場合においては、その日から一月を経過した日を納期限としなければならない。

(法人の事業税に係る不足税額の納付手続)

第五十六条 事業税の税納義務がある法人は、前条の規定による通知書を受理した場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ納付書よつて納付しなければならぬ。

(個人の事業税の納期)

第五十七条 個人が行う事業に対する事業税の納期は、次のとおりとする。但し、当該年の一月一日から十二月三十一日までの間において事業を廃止した場合における事業に対する事業税の納期は、知事が定めるところによる。

第一期 八月二十日から同月三十一日まで

第二期 十一月二十日から同月三十日まで

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告義務)

第五十八条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者は、当該年の五月三十一日(前条但書の場合においては、事業廃止の日後一月を経過した日の前日)まで

に事業に関する收支を計算した所得金額の明細書を添付し事業の種類及び種目、前年中(前条但書の場合においては、当該年の一月一日から事業廃止の日までの間)に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地並びに当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得、年の中途において事業を廃止した場合における当該年度の初日の属する年の一月一日から事業の廃止の日までの事業の所得その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定によつて申告書を提出した後において、国の税務官署が前項に規定する個人の不動産所得及び事業所得を更正若しくは決定した場合においては、当該更正若しくは決定に係る不動産所得及び事業所得を記載した申告書を当該更正又は決定を受けた日から一月以内に知事に提出しなければならない。

(個人の事業税の不申告に係る過料)

第五十九条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき事項について正當な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状に因り知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(事業税の減免)

第六十条 知事は、災害に因り著しく資力の減少した者、生活保護法の規定によつて生活扶助を受ける者その他知事において必要があると認める者に対しては、事業税を減免することができる。

第三節 不動産取得税

(不動産取得税の納税義務者等)

第六十一条 不動産取得税は、不動産の取得に対し、そ

の不動産を取得した時における価格を課税標準として、当該不動産の取得者に課する。

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用し又は譲渡が行われた日をもつて家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。但し、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から六月を経過した日をもつて家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3 家屋を改築したことに因り、当該家屋の価格が増加した場合においては、当該改築をもつて家屋の取得とみなし、当該改築に因り増加した価格を課税標準として不動産取得税を課する。

(不動産取得税の税率)

第六十二条 不動産取得税の税率は百分の三とする。

(不動産取得税の納期)

第六十三条 不動産取得税の納期は、知事が定めるところによる。

(不動産の取得に係る申告又は報告)

第六十四条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から二十日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。

- 一 不動産を取得した者の住所及び氏名又は名称
- 二 当該不動産が土地である場合には、土地の所在地番、地目及び地積並びにその用途
- 三 当該不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- 四 当該不動産の取得が増築又は改築に係る場合には、増築又は改築前の構造及び床面積並びに其用途
- 五 当該不動産の取得が譲渡に係る場合には、旧所有者の住所及び氏名又は名称

者の住所及び氏名又は名称

六 不動産を取得した年月日及びその事由

2 法第七十三条の四から法第七十三条の七までの規定に該当する者は、前項の規定によつて提出すべき申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するにたる権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

3 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し報告を求めるところができる。

(不動産の取得に係る不申告等に関する過料)

第六十五条 不動産の取得者が前条の規定によつて申告し又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告し又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、その情状に因り知事が定める。
- 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納額告

知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第六十六条 市町村長は、法第七十三条の十八第三項の規定によつて送付し又は通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格その他不動産の価格の決定について参考となるべき事項を第六十四条の申告書を受け取つた日又は、自ら不動産の取得の事実を発見した日から十日以内に知事に通知するものとする。

(住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の減額に関する申請)

第六十七条 法第七十三条の二十四の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を第六十四条の規定による申告をする際にあわせてこれを知事に提出しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積

二 土地の取得年月日

三 住宅の着工及び完成年月日

(住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予に関する申請)

第六十八条 法第七十三条の二十五第一項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該土地の上に一年以内に住宅を新築することを證明するにたる書類を添付して第六十四条の当該土地の取得の事実を申告する際にあわせてこれを知事に提出しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積

二 住宅の着工及び完成予定年月日

2 法第七十三条の二十五第一項の規定によつて徴収猶予を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした徴収金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

一 法第七十三条の二十四の規定の適用がないことが明らかとなつたとき

二 法第七十三条の二十五の規定による徴收猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたとき

(地方鉄道の営業固定資産に属する不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請)

第六十九条 法第七十三条の二十八の規定によつて不動産取得税の還付を受けようとする者は、第十八条の規定による申請書に、次に掲げる事項を記載した書類並びに補助金の交付通知書の写を添付して知事に提出しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

二 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

三 土地及び家屋の取得年月日

四 補助金の額及び交付を受けた年月日

(不動産取得税の減免)

第七十条 知事は、次の各号の一に該当する不動産の取得に対しては不動産取得税を減免することができる。

一 災害に因り、滅失又は損か、いたした不動産に代るものと知事が認める不動産の取得

二 取得した不動産がその取得の直後に災害に因り滅失又は損か、いたした場合における当該不動産の取得

第四節 県たばこ消費税

(県たばこ消費税の納税義務者等)

第七十一条 県たばこ消費税(以下本節中「たばこ消費税」という。)は日本専売公社(以下本節中「公社」という。)が、たばこ専売法(昭和二十四年法律百十一号)第二十九条第一項に規定する小売人(以下本節中「小売人」という。)に売り渡す製造たばこに対し小売人がその販売の時によるべき同法第三十四条第一項の小売定価(以下本節中「小売定価」という。)を課税標準として、公社に課する。

2 前項に規定するものの外、公社が国内消費用として

直接消費者に売り渡す製造たばこに対しては、その売渡しの時によるべき小売定価を課税標準として、公社に課する。

(たばこ消費税の税率)

第七十二条 たばこ消費税の税率は百十五分の五とする。

(たばこ消費税の徴收の方法)

第七十三条 たばこ消費税の徴收については、申告納付の方法による。

(たばこ消費税の申告納付)

第七十四条 公社は毎月二十五日までに前月一日から同月末日までの期間において小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額及び税額につき総理府令で定める様式によつてたばこ消費税の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によつて納付しなければならない。

(たばこ消費税の修正申告納付)

第七十五条 前条の規定によりたばこ消費税を申告納付した公社が、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならぬ場合においては、総理府令で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(たばこ消費税に係る申告書又は修正申告書の提出の請求)

第七十六条 法第七十四条の四第四項の規定によるたばこ消費税に係る申告書又は修正申告書の提出の請求は、第十六号様式の提出請求書による。

第五節 娯楽施設利用税

(娯楽施設利用税の納税義務者等)

第七十七条 娯楽施設利用税は、次に掲げる施設の利用に対し利用料金を課税標準として、その利用者に課する。

一 舞踏場、ゴルフ場及びスケート場
 二 つりぼり及び貸船場
 三 まあじやん場及びたまつき場
 四 パチンコ場及び射的場
 五 前各号に掲げる施設に類する施設
 (娛樂施設利用税のみならず課税)
 第七十八条 まあじやん場、たまつき場、パチンコ場、その他総理府令で定める 施設の利用に對しては、前条の規定にかかわらず、当該施設に係る利用物件の数量等を標準とし、当該施設の経営者を利用者とみなして娛樂施設利用税を課する。
 (娛樂施設利用税の税率)
 第七十九条 娛樂施設利用税の税率は、利用料金を課税標準とするものにあつては、次に掲げる施設の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 一 舞踏場、及びゴルフ場 利用料金の百分の五十

二 前号以外の施設 利用料金の百分の三十
 2 学生又は生徒で法施行令第四十条に規定する運動競技の施設を利用する者から料金を徴収する場合における娛樂施設利用税の税率は、前項の規定にかかわらず百分の十とする。
 3 前条の規定によつて課する娛樂施設利用税の税率は、次の表の上欄に掲げる施設につき、中欄に掲げる等級ごとに下欄に掲げる金額とする。
 施設の種類 等級 税率
 まあじやん場 一級 一卓につき月額 千円
 二級 〃 八百円
 三級 〃 五百円
 四級 〃 三百円
 一級 一台につき月額 千五百円
 二級 〃 千三百円
 たまつき場

射的場
 三級 〃 千円
 四級 〃 八百円
 五級 〃 五百円
 一級 一台につき月額 五百円
 パチンコ場
 二級 〃 四百円
 三級 〃 三百五十円
 四級 〃 三百円
 五級 〃 二百五十円
 六級 〃 二百円
 七級 〃 一百五十円
 八級 〃 百円
 九級 〃 六十円
 十級 〃 三十円
 一級 射的台延長一尺につき月額 三百円
 二級 〃 二百円

風船ゲーム場、ビンゴゲーム場その他これらに類する施設
 三級 〃 百円
 一級 一施設につき月額 二万円
 二級 〃 一万五千円
 三級 〃 一万円
 四級 〃 六千円
 五級 〃 三千円
 一級 一面につき月額 五百円
 二級 〃 四百円
 三級 〃 三百円
 四級 〃 二百円
 五級 〃 百円
 囲碁会所、將棋会所
 4 前項の表の中欄に掲げる等級は、当該施設の従業者数、当該施設に對する利用率及び当該施設の所在する地区の区分等を基準として知事が定める。
 (娛樂施設利用税の徴收方法)

第八十条 娯樂施設利用税の徴収については、特別徴収の方法による。但し、第七十八条の規定に該当する場合においては申告納付の方法による。

(娯樂施設利用税の特別徴収義務者)

第八十一条 娯樂施設利用税の特別徴収義務者は、施設の経営者又は施設を借り受けた者その他何らの名義をもつてするを問わず、これらの者とみなすべき者(以下「経営者等」という。)とする。

2 知事において、必要があると認める場合において、前項に規定する者の外、娯樂施設利用税の徴収に便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、当該施設の利用に対する娯樂施設利用税を徴収しなければならない。

(娯樂施設利用税の特別徴収義務者としての登録)

第八十二条 前条第一項の規定によつて特別徴収義務者として指定された者は、施設の経営を開始しようとするとき、又は施設を借り受けようとする日前七日までに、前条第二項の規定によつて特別徴収義務者として指定された者は知事が指定する期日までに当該施設ごとの特別徴収義務者としての登録をそれぞれ知事に申請しなければならない。登録をした事項に変更を生じた場合においては、変更に係る事項についてその変更を生じた日から五日以内に、その登録の変更を申請しなければならない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 娯樂施設又は借り受けた施設の所在地及び名称

三 施設の種類及び利用物件の数量

四 施設の利用料金

五 娯樂施設又は借り受けた施設の構造及び設備の概要

六 営業許可年月日

七 経営期間又は借受期間

八 前各号に掲げるものの外、知事において必要があるとして認める事項

3 法第八十九条第二項の規定によつて交付する証票は第十七号様式による。

(まあじやん場等の経営に係る申告)

第八十三条 第七十八条の施設の経営者はその経営を開始しようとする日前七日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該営業について営業許可を要するものにあつては許可証の写を添付して知事に提出しなければならない。申告をした事項に変更を生じた場合においては、変更に係る事項について、その変更を生じた日から五日以内に申告書を提出しなければならない。

一 経営者の住所及び氏名又は名称

二 施設の所在地及び名称

三 施設の種類及び利用物件の数量

四 施設の利用料金

五 施設の構造及び設備の概要

六 経営開始の年月日

七 従業者数

八 前各号に掲げるものの外、知事において必要があるとして認める事項

(利用券の交付等)

第八十四条 施設の経営者等は、施設を利用させるときは、県が作成する第十八号様式による用紙をもつて、利用券を発行しこれを利用者に交付しなければならない。

2 経営者等は、前項に規定する利用券用紙の交付を受けようとするときは、交付申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、利用券用紙を交付する場合には、特別の事由がある場合を除き、経営者等がその時までに入納しなければならない娯樂施設利用税に係る納入金

の全額を納入していること、及びその時まで使用していない利用券用紙の数を確めた上でなければ、これを交付しないものとする。

4 経営者等は、利用券を使用する必要がなくなつた場合においては、当該用紙を知事に返さなければならぬ。

(利用券引換券の交付等)

第八十五条 経営者等は、利用券引換券をあらかじめ発行し、これを利用者に交付しようとする場合においては、法第八十四条第二項の規定によつて県が作成する第十八号様式による用紙によらなければならぬ。

2 経営者等は、利用券引換券で施設を利用させるときは、当該利用券引換券に第十九号様式による検印を受けなければならぬ。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項に規定する用紙の交付及び返納について準用する。
(利用券又は利用券引換券の発行の特例等)

第八十六条 経営者等は、特別の事由により知事の承認を受けたときは、第八十四条第一項又は前条第一項に規定する用紙以外の用紙をもつて利用券又は利用券引換券を発行することができる。

2 経営者等が前項の利用券又は利用券引換券を発行しようとする場合においては、あらかじめ、その一枚ごとに第二十号様式による検印を受けなければならぬ。

3 前項の規定により検印をする場合には、第八十四条第三項の規定を準用する。

4 経営者等は、利用者が施設を利用する際、利用券又は利用券引換券の呈示を求め、その半片を切り取つて他の半片を当該利用者に返さなければならぬ。

(娯楽施設利用税の申告納入)

第八十七条 娯楽施設利用税の特別徴収義務者は、利用券又は利用券引換券を交付する際に娯楽施設利用税を徴収しなければならない。

2 娯楽施設利用税の特別徴収義務者は、毎月十五日までに前月一日から同月末日までの期間において徴収すべき娯楽施設利用税について、第二十一号様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。但し、その施設の利用を終了し又は施設の経営を廃止した場合においては、その終了し、又は廃止した日から三日以内に、終了し又は廃止した日までにおいて徴収すべき娯楽施設利用税について、これを申告納入しなければならない。

3 知事は、娯楽施設利用税の特別徴収義務者が正当の事由がなくて法第十六条の七第一項の規定によつて、知事が命ずる担保の提供をしなかつた場合、その他必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、別にその期間及び納期限を指定することができる。

(娯楽施設利用税の申告納付)

第八十八条 第八十条但書の規定によつて娯楽施設利用税を申告納付すべき納税者は毎月十五日までに前月一日から同月末日までの期間中における課税標準額及び税額について第二十二号様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によつて納付しなければならない。但し、その経営を廃止したときは、その廃止した日から三日以内に、廃止した日までの娯楽施設利用税について申告納付しなければならない。

(娯楽施設利用税に係る特別徴収義務者の帳簿記載及び保存の義務)

第八十九条 娯楽施設利用税の特別徴収義務者は、帳簿を備え、毎日に掲げる事項を施設の種類ごとに帳簿に記載しなければならない。

- 一 料金別の利用者の数及び利用料金の総額
- 二 県が作成する用紙による利用券若しくは利用券引換券、又は県が作成する用紙によらない利用券若しくは利用券引換券の種類ごとにその受入数、交付数

及び残数
三 娯樂施設利用税額

2 前項の帳簿は、その記載の最終日から五年保存しなければならぬ。

(娯樂施設利用税に係る更正及び決定に関する通知)
第九十条 法第九十四条第四項の規定による更正又は決定の通知、法第九十七条第四項の規定による過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第九十八条第四項の規定による重加算金額の決定の通知は第二十三号様式の通知書によつてする。

2 知事は、前項の規定による通知を發する場合においては、その日から十五日を経過した日を納期限としなければならぬ。

(娯樂施設利用税に係る不足税額等の納付手続)

第九十一条 娯樂施設利用税の特別徴收義務者又は納税者は、前条の通知書を受理した場合においては、不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは

重加算金額をそれぞれ納入書又は納付書によつて納入し、又は納付しなければならぬ。

第六節 遊興飲食税

(遊興飲食税の納税義務者等)

第九十二条 遊興飲食税は、料理店、貸席、カフェー、バー、喫茶店、旅館その他これらに類する場所における遊興、飲食及び宿泊に対し、その料金を課税標準として、その遊興、飲食及び宿泊をした者に課する。

(遊興飲食税のみならず課税)

第九十三条 前条の場所以外の場所において飲食する場
合において、その飲食物が料理店、仕出屋、旅館等から供給を受けるものであるときは、その飲食は同条の場所における飲食とみなして、これに対し、遊興飲食税を課する。

2 前条の場所において飲食する場合において飲食物の全部又は一部がその飲食する者の持込に係るものであるときは、当該場所における当該飲食物につきその対

価として通常支払うべき料金を同条の料金とみなして、これに対し遊興飲食税を課する。

3 宿泊所、寮、クラブその他これらに類する場所において、前条に規定する遊興又は飲食に類する遊興又は飲食をする場合において、当該遊興又は飲食について料金の定がないときは、その場所を同条の場所と、当該場所の経営者(管理者その他何らの名義をもつてするを問はず、経営者とみなすべき者を含む。)を同条の行為者とみなして、これに対し遊興飲食税を課する。

4 前項の経営者は、当該場所の経営を開始しようとする日前七日までに次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。申告した事項に変更を生じた場合においては、その変更した日から五日以内に変更事項を届け出なければならない。

- 一 経営者の住所及び氏名又は名称
- 二 経営場所の種類、名称及び所在地

- 三 従業者の種類及び人員
- 四 経営場所の構造その他設備の概要
- 五 開始年月日

六 前各号に掲げるものの外知事において必要があると認める事項

(遊興飲食税の非課税の範囲)

第九十四条 学校(学校教育法第一条に規定する学校(大学を除く。))をいう。又は青年学級の行事として行われる幼児、児童、生徒又は学級生の修学旅行の場合の旅館その他これに類する施設における飲食及び宿泊に対しては、遊興飲食税を課さぬ。

2 もつぱら茶菓その他これに類するものを提供する場所又は大衆飲食店のうち法施行令第四十一条の規定に該当する場所における飲食で一人一回の料金がそれぞれ百円以下又は百二十円以下の飲食に対しては、遊興飲食税を課さぬ。

3 大衆旅館のうち法施行令第四十三条の規定に該当す

る場所における宿泊で、一人一泊の料金が七百円以下の宿泊に対しては遊興飲食税を課さない。

(遊興飲食税の税率)

第九十五条 遊興飲食税の税率は、次の各号に掲げる遊興飲食及び宿泊に対し、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 芸者その他これに類する者の花代 百分の百
- 二 料理店、貸席、カフェー、バー、旅館その他客席で婦女が客を接待する場所における遊興又は飲食の料金(前号の花代を除く。) 百分の二十
- 三 宿泊、仕出料理及び前号の飲食以外の飲食の料金 百分の十

(遊興飲食税の徴收方法)

第九十六条 遊興飲食税の徴收については、特別徴收の方法による。但し、第九十三条第三項の規定によつて遊興飲食税を課する場合、その他特別の必要があつて知事が指定する場合には、申告納付の方法によ

る。

(遊興飲食税の特別徴收義務者)

第九十七条 遊興飲食税の特別徴收義務者は、第九十二条の場所の経営者又は芸者その他これに類する者(これらの紹介を業とする者があるときはその者、以下同じ。)とする。

- 2 知事において必要があると認める場合においては、前項に規定する者の外遊興飲食税の徴收に便宜を有する者を特別徴收義務者に指定することができる。
- 3 前二項の特別徴收義務者は当該場所における遊興、飲食及び宿泊に対する遊興飲食税を徴收しなければならない。

(遊興飲食税の申告納入)

第九十八条 遊興飲食税の特別徴收義務者は、毎月十五日までに前月一日から同月末日までの期間において徴収すべき遊興飲食税について、第二十四号様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書

によつて納入しなければならない。但し、第九十二条の場所の経営者又は芸者その他これに類する者がその業を廃止した場合には、その廃止した日から三日以内に、廃止した日までにおいて徴収すべき遊興飲食税についてこれを申告納入しなければならない。

- 2 知事は、遊興飲食税の特別徴收義務者が正当の事由がなく、法第十六条の七第一項の規定によつて、知事が命ずる担保の提供をしなかつた場合、その他必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず別にその期間及び納期限を指定することができる。

(遊興飲食税の申告納付)

第九十九条 第九十六条但書の規定によつて遊興飲食税を申告納付すべき納税者(以下本節中「納税者」という。)は、毎月十五日までに前月一日から同月末日までの期間に係る課税標準額及び税額について第二十五号様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を

納付書によつて納付しなければならない。但し、知事において必要があると認める場合においては別に課税標準額の算定期間及び納期限を指定することができる。

(遊興飲食税の特別徴收義務者としての登録)

第一百条 第九十七条第一項の規定によつて特別徴收義務者として指定された者は、第九十二条の場所の経営者又は芸者その他これに類する者がその業を開始しようとする日前七日までに第九十七条第二項の規定によつて特別徴收義務者として規定された者は知事が指定する期日までに、法第二十條の規定による特別徴收義務者としての登録を知事に申請しなければならない。登録した事項に変更を生じた場合においては、その日から五日以内に、その変更事項を届け出なければならない。

- 2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければ